

令和元年9月19日

魚沼市議会議長 遠藤 徳一様

市民福祉委員会

委員長 高野 甲子雄

市民福祉委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名
(1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過
9月19日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査については、行政視察について、委員派遣承認要求書を議長に提出することとした。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。

市民福祉委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第76号 魚沼市印鑑条例の一部改正について
- (2) 議案第77号 魚沼市税条例の一部改正について
- (3) 議案第78号 魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

2 調査事件

- (4) 所管事務調査について
 - ・行政視察について
- (5) 閉会中の所管事務等の調査について
- (6) その他

3 日 時 令和元年9月19日 午前10時

4 場 所 広神庁舎3階 301会議室

5 出席委員 大桃俊彦、佐藤 肇、関矢孝夫、高野甲子雄、森島守人、森山英敏
(遠藤徳一議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 佐藤市長、小峯市民福祉部長、中村市民福祉副部長、戸田市民課長、
佐藤税務課長、小島福祉支援課長

8 書 記 櫻井議会事務局長、高橋主任

9 経 過

開 会 (10:00)

高野委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから市民福祉委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。まず、本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 議案第76号 魚沼市印鑑条例の一部改正について

高野委員長 日程第1、議案第76号魚沼市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。(なし) ないようですので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤委員 印鑑の登録を変えることができるようになるということですが、印鑑登録の空白期間のようなものは出ない仕組みになっていますか。新たな印鑑を登録して、同時に古い登録が消滅するということになるかと思うのですが。

戸田市民課長 これまでの印鑑登録は継続し、旧氏を併記したいという申請があった時点で切り替えますので、空白期間はありません。補足になりますが、旧氏併記を希望された方でも、現在登録している印鑑を登録したままにしておくことも可能ですし、切り替えて旧氏の印鑑を登録することも、どちらも可能となりますが、ご本人が登録できる印鑑は一つ、というところに変更ございません。

高野委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第76号を採決します。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第76号魚沼市印鑑条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第77号 魚沼市税条例の一部改正について

高野委員長 日程第2、議案第77号魚沼市税条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。(なし) ないようですので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

森山委員 大分長い文になっておまして、なかなか読み解くのが非常に難しいのですが、簡単にいうと、この税条例の一部改正によって税金が高くなるのか、安くなるのか、どういうふうになるのか説明をお願いしたいと思います。

小峯市民福祉部長 個人市民税の非課税金額が10万円上がるということで、減税という形になりますし、たばこは順次値上げするということ、グリーン化特例と軽自動車の取得税が若干変更になったということでございます。あと、一定規模以上、1億円以上の資本金の法人に対する申告の電子化が義務化されるというような形になります。

関矢委員 たばこ税が、加熱式と紙巻たばこが上がるわけですが、そうするとたばこの値段が上がるということでしょうか。

小峯市民福祉部長 税金が条例のとおりになりますので、いくら値上がりになるか分かりませんが、順次上がっていくということです。詳しい内容については税務課長から説明させます。

佐藤税務課長 たばこ税の改正につきましては、82条の2、83条等になりますが、内容につきましては、加熱式たばこの紙巻たばこへの本数の換算の仕方、これが平成30年度以降令和4年10月まで5段階で変更されることが一つ。それから、紙巻たばこの税率を平成30年度から令和3年10月までの間、3年間をかけて3回段階的に引き上げるという形の改正となっております。

関矢委員 加熱式と紙巻たばこで分かれているんですが、市に入ってくるたばこ税というのは、分かれて入ってくるのか分かりますか。それともたばこ税として一括して入ってくるものですか。

佐藤税務課長 市に出される申告書の内容は、すでに換算された本数で申告書が届くため、中身の把握は困難になります。

関矢委員 段階的に税率が上がっていくとのことですが、現在のたばこの消費量で換算した場合、最終的にどのくらいの税収増となりますか。

佐藤税務課長 30年度のたばこ税の実績としましては、約2億3,091万になっております。今、やはり健康志向の関係からたばこを吸う人の本数が減っておりますので、その減り具合が年間に五、六%ありますし、今回税率の改正でたばこ自体の金額が高くなるという部分がありますので、これからどうなるのかな、というのはありますが、実績としましては、若干低減ということで税収は下がってきています。ただ、本年度につきましては8月時点で見ますと、消費増税の駆け込み購入にはまだ少し早いかもしれませんが、若干金額的に落ち込みは止まっているので、令和元年度の実績見込みとしましては昨年度と横ばい位ではないかなと我々は考えております。

高野委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第77号を採決します。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第77号魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第78号 魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

高野委員長 日程第3、議案第78号魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。(なし) ないので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤委員 災害弔慰金の償還の部分についてなんですが、これまで年賦、半年賦とか、月賦といったような形でやってこられたんですけども、今度の改正によって繰り上げのような形の償還も可能になるのでしょうか。

中村市民福祉副部長 繰り上げの償還は今でもできますので、今回の改正では償還に関する変更はございません。

高野委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第78号を採決します。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第78号魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 所管事務調査について

・行政視察について

高野委員長 次に、所管事務調査についてを議題とします。まず、行政視察についてを議題

とします。今年度の行政視察については、お手元に配付の資料、委員派遣承認要求書（案）に記載のとおりとし、委員派遣とすることにご異議ありませんか。（異議なし）そのように決定しました。今年度の行政視察は、秋田県藤里町に引きこもり支援の現状と課題について、秋田県秋田市に自殺予防対策事業についてを視察目的とさせていただき、事前に質問事項を送付することといたします。ご異議ありませんか。（異議なし）そのように決定しました。10月11日金曜日をめどに、事務局まで質問項目をお願いいたします。この視察については強行日程になりますが、体調万全で意義ある視察となるよう、お願いいたします。本件については以上とします。

（５）閉会中の所管事務等の調査について

高野委員長 日程第５、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出たいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務等の調査については、議長あて申し出を行うことに決定しました。

（６）その他

高野委員長 日程第６、その他を議題とします。執行部から報告事項等はありませんか。（なし）委員の皆さんからご意見、協議事項等はありませんか。

佐藤委員 行政視察に関係する部分なんですけど、藤里町から事前に資料を読んできて欲しいとか書籍を買って欲しいといった話がきていると思うんですが、その取り扱いについてそれぞれ個人でやるのか、委員会として対応するのかご協議をお願いしたい。

櫻井事務局長 藤里町につきましては、研修資料代というのがかかります。そちらについては議会費で対応しますが、視察に来る前に読んでくださいと推奨された書籍があります。資料を配布していますが『「藤里方式」が止まらない』という書籍、これをできたら読んでいただきたいというご案内をいただいておりますし、また、視察の際に、キッシュとコーヒーをぜひ召し上がって欲しいと、それが200円になります。こちらの費用につきましては、議員個人で対応をお願いしたいと思います。研修資料代については公費で対応しますが、書籍については自己負担でお願いいたします。

佐藤委員 分かりました。次に環境の関係で一つお聞きしたいのですが、今年はアメシロ等の害虫の市内発生状況は確認されたかどうか。今年はあまりそういったことが無かったと聞いているのですが。

小峯市民福祉部長 今年、アメシロだとかマイマイ蛾だとか、ほとんど発生していないかと思えます。カーペットスプレーヤーを借りていった方も若干いたかもしれませんが、ほぼ無かったと理解しております。

佐藤委員 別件なのですが、環境調査の中で動植物の調査をされて、今年まとめた資料をいただいたりしているんですが、この調査というのは何年置きに実施するとか、また毎年続けてやっていくとか、どのような対応になっていますか。

小峯市民福祉部長 動植物の調査については、自然大学さんをお願いして毎年調査をしても

らっています。1年置きに冊子を作っており、市民へのフィードバックということで、野山の散策用の冊子を作って、観光向け、市民向けの両方に活かそうじゃないかというような取り組みを進めているところであります。まだ作成すると決定はしておりませんが、作成する段取りでやっている、というような形になっております。

佐藤委員　ポイントごとの調査ですので、そこに行けばこういったものがあるという、写真も添えられていて非常に分かりやすい資料なんですけど、この季節に訪ねるとこういうものが見られるといったところにまでつなげるようにするには、部長が先ほど言われたパンフレットが必要だと思っておりますので、ぜひ次年度にその辺の検討をお願いできればと思っておりますが、いかがですか。

小峯市民福祉部長　市内の植物の専門家と、六日町の環境センターを巻き込んで、どういうやり方が良いか、どんな方法があるのか研究している最中です。今のところの方向としては、トレッキングや、野山に散策に行く方が持って歩けるB5サイズ位、小さなそんなに厚くない冊子を写真入りで作って、野山に持って行って、これだあれだというようなことで利用できれば良いかなというようなことを考えております。

関矢委員　委員長へお願いですが、前回の委員会で今後の委員会の課題という中で出なかったのですが、今回の一般質問でもありましたが、魚沼市の地域公共交通網形成計画が来年度で終わり、また新たな計画ができるかと思っておりますが、それについて所管の委員会として今後調査をしていったらいかがかと思っておりますので提案をさせていただきます。

高野委員長　この件については、関矢委員からの提案ということで今後検討していくということによろしいでしょうか。(異議なし)ではそのようにさせていただきます。ほかにありませんか。(なし)それでは、本日の会議録の調製については、委員長に一任願います。本日の市民福祉委員会は、これで閉会とします。

閉　　会（10：20）